

令和7年3月7日

## 下水道事業受益者負担金等の過誤納及び賦課漏れについて

下水道整備が完了、あるいは下水道へ接続した土地に対して賦課・徴収を行う受益者負担金等について、一部に事務の誤りが発覚しました。

事務の誤りは ①誤った賦課による納付(過誤納)、②賦課すべき土地に賦課していなかった(賦課漏れ)の2種類です。

### 1. 過誤納について

- 1) 対象となる期間 : 平成 26 年度から令和6年度
- 2) 返還対象となる件数 : 38 件
- 3) 返還対象となる納付済み金額 : 5, 527, 600 円
- 4) 遅延損害金相当額を加えた返還総額 : 7, 185, 600 円

### 2. 賦課漏れについて

- 1) 対象となる期間 : 令和2年度から令和6年度
- 2) 賦課漏れが判明した件数 : 34 件
- 3) 納付をお願いする金額 : 4, 937, 000 円

### 3. 発生原因

- ・ 徴収権の時効に対する担当者の認識の欠如と、負担金システムに登録される情報が不十分であった
- ・ 市町村合併の前後で賦課の基準が変わったことへの担当者の認識不足
- ・ 下水道接続工事の申請受付及び工事検査を行う担当と、受益者負担金等を賦課する担当の間で事務の連携が不十分であった

### 4. 再発防止策

- ・ 関係する法令の改正等の確認を徹底するとともに、負担金システムを改良し、受益地に関する十分な情報が登録できるようにする。

- ・ 下水道接続のあった土地の分筆経緯と分筆前の土地への賦課根拠を確認し、新たな受益地とすべきかの確認を徹底する。
- ・ 下水道接続工事の申請受付及び工事検査を行う担当と、受益者負担金を賦課する担当の間で確実な事務の連携がなされるよう手順書等を見直し適正な事務の執行を徹底する。

#### 5. 今後の対応

- ・ 過誤納については令和6年度予算を補正し、対象の方々に速やかに返還します。
- ・ 賦課漏れについては対象の方々に事情をご説明し、納付をお願いしていきます。

#### 6. 市長コメント

市民の皆さまに快適な生活を送っていただくための重要なインフラである下水道事業において、このような形でご信頼を損なうこととなり、心よりお詫び申し上げます。

過誤納と認められた皆さまには、一日も早く納付金をお返しいたします。

組織全体で再発防止に真摯に取り組み、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

本件についての問合せ先  
佐渡市役所 上下水道課  
課長 森川（もりかわ）  
電話(直通)0259-67-7857